



平成26年4月14日

各位

会社名	株式会社 ティーツー
代表者名	代表取締役社長 寺田勝宏 (JASDAQコード 7610)
問い合わせ先	管理部 長 藤原克治
電話番号	03-5719-4775

## 大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ

当社は、平成24年5月25日の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます）を導入しました。本施策の有効期間は、平成26年2月期にかかる定時株主総会の終結の時までであり、平成26年5月29日開催予定の第24期定時株主総会の終結の時をもって満了いたします。

当社は、平成26年4月14日開催の取締役会において、平成26年5月29日開催予定の第24期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本施策を継続することを決定いたしましたのでお知らせします。なお、決議にあたっては、当社監査役4名（4名とも社外監査役）の全員が出席し、いずれの監査役も、本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策の継続に同意しております。

※変更の内容及び変更後の全文を以下に記載いたします。

主な変更の内容は以下のとおりです。

- ・ 期限を平成28年5月開催予定の第26期定時株主総会終結時までと変更する内容
- ・ 具体的な買収提案の有無の追加記載
- ・ 平成20年6月30日付企業価値研究会の報告書に準拠している旨の追加記載
- ・ 評価期間を90日から原則60日に変更
- ・ 期間を延長した場合、開示を行う旨の追加記載
- ・ 発動中止、消却（無償取得）等を行う場合には、基準、手続きについての追加記載
- ・ 希釈化を前提に株式を購入した株主に損害を与える可能性がある旨の追加記載

### 第1 本施策導入の目的について

#### 1. 本施策の目的

当社は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの判断は、その時点における当社株主に委ねられるべきであると考えております。また当社は、その場合に当社株主が、十分な情報と相当な検討期間に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

このような考え方のもと、本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。また、大規模買付行為に関する対応策発動の是非を検討する際には、その時点における当社取締役会が自己の保身を図るなど、恣意的判断が入る余地のない適正な手続を取り、できるだけ株主意思を反映させるため、株主総会等を通じて発動の是非を検討することとしております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株券等の買付等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場

合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3）金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。

（注7）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

## 2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

### (1) 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売をリアル店舗及びインターネットを通じて行っており、「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じて事業運営を行っております。

当社グループは、書籍・ゲーム・CD・DVDという商材の複合化、新品とリサイクル品の複合化という様々な複合化を図ることで、お客様の様々なご要望にお応えする店舗づくりに努めております。また、リサイクル品については、買取・販売に適合する品質基準の設定、市場動向や在庫状況により常に変更を求められる商品ごとの価格設定、あるいは品揃え・在庫確保に固有のノウハウとシステムと人財が必要とされ、新品商品の人気アイテムについては、生産数量が限定されている場合が多く、メーカーや卸業者等の取引先との長年にわたる信頼関係の構築が不可欠な事業であります。

当社では、この事業に必要な固有の要件を満たすことにより、新品に比べ相対的に低価格でリサイクル品を提供し、お客様に価値を認めていただいております。当社事業の拡大はリサイクルを促進し、地球温暖化防止、CO2排出抑制、地球環境保全に寄与するという側面をもち、社会的価値を有するものであり、今後ますますその重要性が増すものと考えております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人財・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。このことは、インターネットを通じて古本市場店舗と同様の価値をお客様に提供するEC部門も全く同様であります。

このように、当社グループの事業においては、顧客、従業員、取引先、株主、フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社グループの企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきたひとつの帰結として、既存事業とこれらの関連事業との有機的な運営によって確保・向上されるべきものと考えております。

### (2) 経営目標

当社グループは、日常生活におけるエンタテインメント商品や快適な時間と空間の提供を通じて、お客様を満足させ、社会に貢献することを事業の目的としており、持続的な増収増益と収益性の向上の観点から、営業キャッシュ・フロー、及び売上高伸長率の拡大並びに売上高営業利益率を重要経営指標と位置づけております。

書籍・ゲーム・映像・音楽の分野で新品とリサイクル品の買取・販売を行う店舗の運営につきましては、現時点におきましてはキャッシュ・フローを生み出す当社グループの中核事業であります。市場の成熟化・競合の激化が進んでいる事業でもあり、ドミナントエリアにおける継続的な新規出店やスクラップ&ビルド、既存店の活性化などにより持続的安定成長を目指しております。また、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・映像・音楽の買取・販売をインターネットを通じて行うEC部門につきましては、古本市場店舗のない地域のお客様にも古本市場店舗と同様の商品やサービスを提供することができマルチパッケージ販売事業を補完する事業で、今後成長を期待できる部門であり、店舗

運営で培ったノウハウを活かして今後の当社グループの事業拡大を担う事業と位置づけております。

このような経営目標を着実に遂行することにより、企業価値の向上を図り、顧客・従業員・取引先・株主・フランチャイジー・地域社会の皆様の満足させることができるものと確信しております。

### (3) 利益還元の考え方

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、企業価値の向上に努めております。利益還元につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、配当性向25%以上を目処として、業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。

### 3. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主の皆様がこれを受け入れて大規模買付行為に应じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。大規模買付行為は、それが成就すれば当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、更に、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様へ提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

更に、近時の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。係る状況のもとにおいては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、係る見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を予め設定するに至ったものであります。なお、大規模買付対抗措置の発動を検討する際には、取締役会による恣意的な判断を避け、会社と株主の皆様との間で十分にコミュニケーションを図ることが重要であるとの認識のもと、株主意思の反映にも最大限配慮しております。

なお、本施策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第440条における尊重事項を踏まえ、これらの指針等を充足することで株主の皆様のために合理的に機能するような設計としております。

## 第2 本施策の内容について

### 1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（後記3.(1)）、その発動の要件を、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は②株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました（後記3.(2)(3)）。

### 2. 大規模買付ルール

#### (1) 取締役会に対する情報提供

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社

取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

本情報の具体的な内容は大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりであります。

- ①大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ②大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ③大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ④大規模買付行為における当社株券等の取得価額の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達的具体内容及び条件
- ⑤大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社の経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑥大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

大規模買付者が提出した本情報が不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の皆様への判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

## (2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から本項に定める一定期間（以下「評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためであります。

評価期間は、当該大量買付行為の内容に応じて、次の①又は②に定める期間（いずれの場合も初日不算入とします。以下「当初評価期間」といいます。）といたします。

- ①対価を現金（円貨）のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には60日
- ②その他の大量買付行為の場合には90日

ただし、当社取締役会が、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置を発動するか否かにつき、株主意思確認手続に付する旨を決定し、これを大規模買付者に通知した場合は、評価期間は、当該株主意思確認手続の終了する日まで延期されるものといたします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに、株主の皆様へ開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

## 3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件を満たす場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものといたします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合の募集事項の概要は、別紙に定めるとおりといたします。この新株予約権には、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものといたします。

①大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものといたします。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、取締役会が後記(3)②の株主意思確認手続に付することが相当であると判断し、当該手続において、大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られたときは、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものといたします。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、次の各号に定める手続を経るものといたします。

①監査役賛同

当社取締役会は、前記(2)の①の要件に該当するとの判断、及び後記②の株主意思確認手続に付するとの判断、並びに最終的な具体的な大規模買付対抗措置の発動の決議にあたっては、必要に応じて外部専門家の助言も受けつつ、当社社外監査役を含む監査役全員の賛同を得るものといたします。

②株主意思確認手続

当社取締役会が、前記(2)①の要件に該当しないにもかかわらず、大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、本項に定める大規模買付対抗措置の発動に関する株主の皆様を確認する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）において、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数の賛同を得るものといたします。

当社取締役会は、大規模買付者が意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した後、株主意思確認手続に付する可能性があるとは判断するときは、予め、株主意思確認手続において投票権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下「株主投票基準日」といいます。）として、当初評価期間の満了後であって株主確定に係る実務に照らして定めることのできる最も早い日を定めます。株主投票基準日は、その2週間前までに公告するものといたします。

当社取締役会は、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置の発動につき、株主意思確認手続に付するか否か及び株主意思確認手続に付する場合の方法を決定し、大規模買付者に通知するものといたします。

株主意思確認手続は、株主の皆様の手面による投票（以下「書面投票」といいます。）又は株主意思確認手続のために開催される総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）における投票により行います。株主意思確認手続において投票権を行使することのできる株主は、株主投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、各株主は、株式に係る議決権1個につき1個の投票権を有するものといたします。

書面投票による場合は、当社は、書面投票日の3週間前までに、株主投票基準日現在の株主に対し、投票すべき議案、投票日（以下「書面投票日」といいます。）、書面投票日までに投票用紙が当社に到達すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載又は添付した投票用紙を、発送するものといたします。

株主意思確認総会における投票による場合は、株主意思確認総会の招集手続及び投票権の行使の方法は、法令及び当社定款に基づく株主総会の招集手続及びこれらにおける議決権行使方法に準じるものといたします。

なお、株主意思確認手続中であっても、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、当

社取締役会は、いつでも株主意思確認手続を中止し、前記(3)①の手続に従って適切な大規模買付対抗措置を発動することができます。

#### (4) 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が前記(1)の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後、又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合、又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の中止、又は発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

#### 4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、平成26年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成26年5月29日開催予定）において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入いたします。また、有効期間平成28年5月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

そして、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものといたします。

### 第3 本施策の合理性について

#### 1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第1に述べたとおり、本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記第2に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

#### 2. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第2において具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

#### 3. 株主の皆様の意思の反映

(1) 前記第2の4.に述べたとおり、本施策は、平成26年5月29日開催予定の定時株主総会に議案として提出し、出席株主の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入いたします。また、その有効期間は、平成28年開催予定の定時株主総会終結の時までとされており、そして、有効期間満了前であっても、臨時株主総会の決議又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

(2) また、前記第2の3.のとおり、本施策においては、前記第2の3.(2)①のような客観的な要件によらずに大規模買付対抗措置を発動する場合には、株主意思を最大限反映させるため、株主総会の手続に準じた株主意思確認手続において株主の皆様の賛同を得るものといたしております。

したがって、本施策における大規模買付対抗措置の発動の是非の判断には、必要に応じて株主の皆様の意思が適切に反映されるものと考えます。

#### 4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記第2の3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記第2の3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、そ

の判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

#### 5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記第2の4.の「本施策の有効期間並びに廃止及び変更」に記載したとおり、本施策は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本施策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 第4 本施策が株主の皆様及び投資家に及ぼす影響について

#### 1. 大規模買付ルールが株主の皆様及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではないので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主の皆様及び投資家におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### 2. 大規模買付対抗措置の発動が株主の皆様及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様は法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、名義書換未了の株主様には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。係る手続を行わない場合は、当該株主様の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、係る株主の皆様には、別途、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記第2、3.(4)に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じる事を前提にして売買を行った株主の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

### 別紙

#### 新株予約権の募集事項の概要

##### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）100株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

##### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

##### 3. 割当てる新株予約権の総数

割当てる新株予約権の総数は、1,400,000個を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使期間  
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと（ただし、本施策の当初導入時に既に議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者による行使は当社取締役会決議により認められることができる。）等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
9. 新株予約権証券  
新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以 上